

# Land and House Investigator

土地家屋調査士

お気軽にご相談ください  
愛知県土地家屋調査士会

〒451-0043 名古屋市西区新道1丁目2番25号  
TEL:052-586-1200 FAX:052-586-1222  
<https://www.chosashi-aichi.or.jp>

# こんな時は 土地家屋調査士に お任せください！

## 土地のことについて

### 土地の管理・境界線が分からぬ

- ・家を建てたいけれど、どこまでが自分の土地か分からぬ
- ・相続した土地がどこにあるか分からぬ
- ・土地を売りたいけれど、境界杭が見当たらぬ

### 土地の測量・調査

### 土地の使い方が変わった

- ・田んぼに息子の家を建てた
- ・畑を駐車場にした

### 土地地目変更登記

### 土地を分けたい

- ・親から相続した土地を兄弟で分けたい
- ・土地の一部を売りたい

### 土地分筆登記

## 建物のことについて

### 建物を新築した

- ・マイホームを建てた
- ・アパート、マンションを建てた

### 建物表題登記

### 建物を全て取り壊した

- ・古い家を取り壊した
- ・アパートを取り壊した

### 建物滅失登記

### 建物を増築した、一部取り壊した

- ・息子夫婦と同居するので、家を一部増築した
- ・離れを壊した

### 建物表題変更登記

## 境界問題について

### 土地の境界(筆界)について

お隣の土地との境界がはっきりせず、お隣の方から境界立会の協力が得られない場合に法務局が境界を明らかにする制度です

### 筆界特定制度

### 境界問題全般について

土地の境界に関する専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士がチームを組んで裁判外で境界紛争を解決します

### あいち境界問題相談センター